

改訂版 型枠及び型枠支保工組立て・解体工事の作業指針

作業主任者技能講習テキスト

No.215720

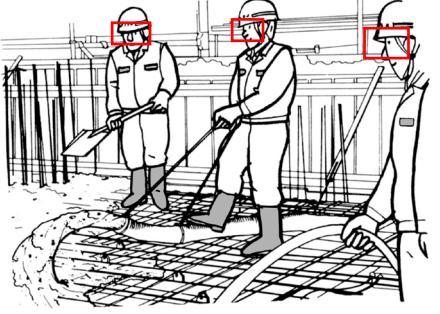
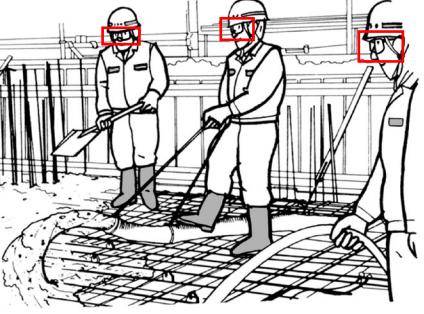
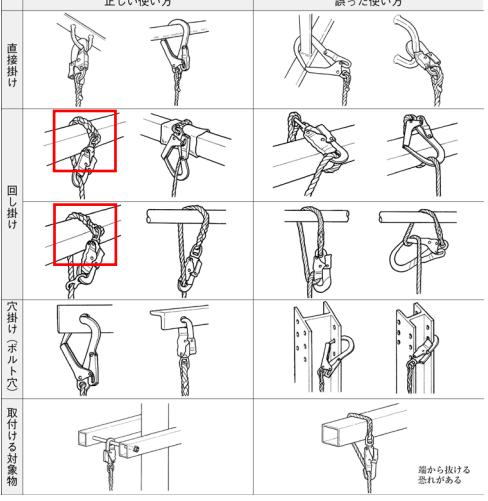
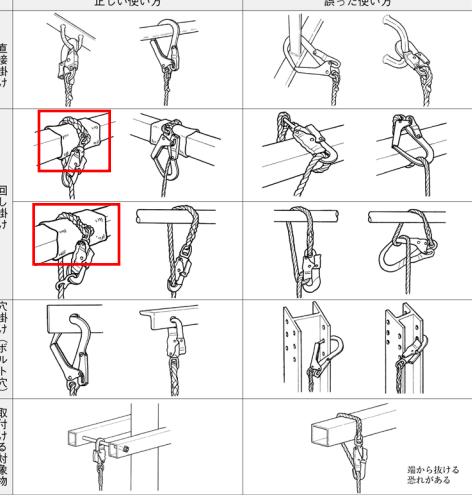
<新旧対照表> 改訂5版 令和7年4月8日

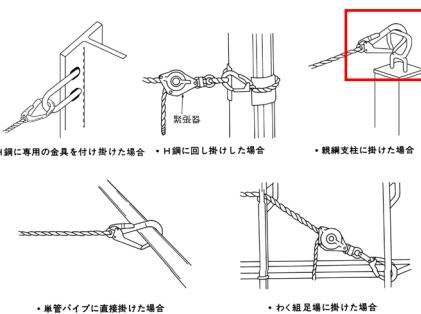
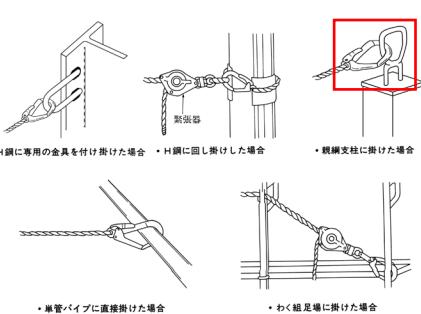
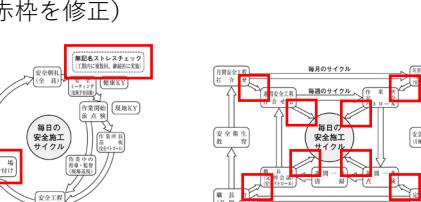
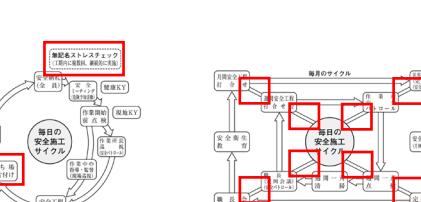
【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 改訂4版(令和5年11月7日) No.215720		(新版) 改訂5版(令和7年4月8日) No. 215720	
[用語の統一]			
労働者、作業員		作業者	
職長		職長・安全衛生責任者	
現場		作業所	
革手袋		かわ手袋	
携帯用丸のこ盤		丸のこ	
丸のこ盤		ベンチ丸のこ	
ヒヤリ・ハット		ヒヤリハット	
ムリ、ムラ、ムダ		ムリ・ムラ・ムダ	
また、または		又、又は	
および		及び	

(旧版) 改訂4版(令和5年11月7日) No.215720		(新版) 改訂5版(令和7年4月8日) No. 215720			
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
34	図2-27 認定合格表示の例	<p>(右記の図に変更)</p> <p>認定合格マーク 製造年並びに上期、下期の別 12(2012年上期の例) 12(2012年下期の例) 「型」用途の区分：型枠支保工用を表す。 製造者名(マーク) 刻印表示の例 注) 認定基準が定められているものの1つにバイオサボーがあるが、認定に合格したものについては、台板に上記のような刻印及び標章(一部機材に限る)表示がなされている。</p> <p>認定合格標章の例</p> <p>一般社団法人仮設工業会 ○○認定基準合格品 ○○○(株)</p>	34	図2-27 認定合格表示の例	<p>刻印の例</p> <p>①認定合格マーク ②製造年並びに上期(上に-)・下期(下に-)の別 ③製造者名 ④用途区分の略号(例:枠、足、単、他)</p> <p>認定合格標章(ラベル)の例</p>
103	図6-33 わく組式型枠支保工の組立ての例(正面図)	<p>(赤枠を修正)</p> <p>5層以下 5わく以内ごと</p>	103	図6-33 わく組式型枠支保工の組立ての例(正面図)	<p>5層以下 5わく以内ごと</p>

(旧版) 改訂4版(令和5年11月7日) No.215720			(新版) 改訂5版(令和7年4月8日) No. 215720																																																		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																
110	表 6-2 実験結果	(赤枠を修正) <table border="1"> <thead> <tr> <th>Dmm</th> <th>最大荷重KN</th> <th>破壊状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td>252×981=2472KN (252tf)</td><td>ジャッキ座屈</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>253×981=2482KN (253tf)</td><td>ジャッキ座屈</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>220×981=2158KN (220tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> <tr> <td>500</td><td>108×981=1059KN (108tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> <tr> <td>1000</td><td>97×981=952KN (97tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> <tr> <td>2000</td><td>99×981=971KN (99tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> <tr> <td>3000</td><td>98×981=961KN (98tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> </tbody> </table>	Dmm	最大荷重KN	破壊状況	0	252×981=2472KN (252tf)	ジャッキ座屈	0	253×981=2482KN (253tf)	ジャッキ座屈	0	220×981=2158KN (220tf)	ウエブ局部座屈	500	108×981=1059KN (108tf)	ウエブ局部座屈	1000	97×981=952KN (97tf)	ウエブ局部座屈	2000	99×981=971KN (99tf)	ウエブ局部座屈	3000	98×981=961KN (98tf)	ウエブ局部座屈	110	表 6-2 実験結果	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Dmm</th> <th>最大荷重KN</th> <th>破壊状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td>252×981=2472KN (252tf)</td><td>ジャッキ座屈</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>253×981=2482KN (253tf)</td><td>ジャッキ座屈</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>220×981=2158KN (220tf)</td><td>ジャッキ座屈</td> </tr> <tr> <td>500</td><td>108×981=1059KN (108tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> <tr> <td>1000</td><td>97×981=952KN (97tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> <tr> <td>2000</td><td>99×981=971KN (99tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> <tr> <td>3000</td><td>98×981=961KN (98tf)</td><td>ウエブ局部座屈</td> </tr> </tbody> </table>	Dmm	最大荷重KN	破壊状況	0	252×981=2472KN (252tf)	ジャッキ座屈	0	253×981=2482KN (253tf)	ジャッキ座屈	0	220×981=2158KN (220tf)	ジャッキ座屈	500	108×981=1059KN (108tf)	ウエブ局部座屈	1000	97×981=952KN (97tf)	ウエブ局部座屈	2000	99×981=971KN (99tf)	ウエブ局部座屈	3000	98×981=961KN (98tf)	ウエブ局部座屈
Dmm	最大荷重KN	破壊状況																																																			
0	252×981=2472KN (252tf)	ジャッキ座屈																																																			
0	253×981=2482KN (253tf)	ジャッキ座屈																																																			
0	220×981=2158KN (220tf)	ウエブ局部座屈																																																			
500	108×981=1059KN (108tf)	ウエブ局部座屈																																																			
1000	97×981=952KN (97tf)	ウエブ局部座屈																																																			
2000	99×981=971KN (99tf)	ウエブ局部座屈																																																			
3000	98×981=961KN (98tf)	ウエブ局部座屈																																																			
Dmm	最大荷重KN	破壊状況																																																			
0	252×981=2472KN (252tf)	ジャッキ座屈																																																			
0	253×981=2482KN (253tf)	ジャッキ座屈																																																			
0	220×981=2158KN (220tf)	ジャッキ座屈																																																			
500	108×981=1059KN (108tf)	ウエブ局部座屈																																																			
1000	97×981=952KN (97tf)	ウエブ局部座屈																																																			
2000	99×981=971KN (99tf)	ウエブ局部座屈																																																			
3000	98×981=961KN (98tf)	ウエブ局部座屈																																																			
117	上から 2行目	型枠及び型枠支保工の点検は、組立中に行う点検、コンクリート打設前に行う点検、地震後や悪天候時の <u>前後</u> に行う点検がある。 (下線部を削除)	117	上から 2行目	型枠及び型枠支保工の点検は、組立中に行う点検、コンクリート打設前に行う点検、地震後や悪天候時の <u>後</u> に行う点検がある。																																																
122	図 6-61 打設中の 相番作業	(赤枠を修正) 	122	図 6-61 打設中の 相番作業	 																																																
127	下から 9行目	② 大梁の支柱の盛りかえは、原則として行 ってはならない。 (下線部を削除)	127	下から 9行目	② 大梁の支柱の盛りかえは、原則行っては ならない。																																																
133	下から 4行目	② ほころび等は、すぐにつくろっておく。 (下線部を修正)	133	下から 4行目	② ほころび等は、すぐに <u>修繕</u> しておく。																																																
142	表 7-2 安全帯フ ックの掛け 方 (例)	(赤枠を修正) 	142	表 7-2 安全帯フ ックの掛け 方 (例)	 																																																

(旧版) 改訂4版(令和5年11月7日) No.215720			(新版) 改訂5版(令和7年4月8日) No. 215720																																						
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																				
143	図 7-7 親綱の支 持物への 繋結 (例)	(赤枠を修正) 	143	図 7-7 親綱の支 持物への 繋結 (例)																																					
165	下から 10行目	③ 垂直昇降式以外の高所作業車の作業床上 では安全帯を使用する。 (下線部を削除)	165	下から 10行目	③ 高所作業車の作業床上では安全帯を使用 する。																																				
190	下から 2行目	作業者もまた自分自身の能力を素直に認めて 安全作業の習得に努めなければならない。 (下線部を削除)	190	下から 2行目	作業者も自分自身の能力を素直に認めて安全 作業の習得に努めなければならない。																																				
193	上から 1行目	② 後片づけは、明日の作業のため、 <u>また</u> 次 の工程の作業をスムーズに進めさせるた め、後片づけを行うことの意義を理解させ る (下線部を修正)	193	上から 1行目	② 後片づけは、明日の作業のために <u>次の</u> 工 程の作業をスムーズに進めさせるため、後 片づけを行うことの意義を理解させる																																				
201	表 8-2 安全ミー ティング 例の分析	(赤枠を修正) <table border="1"><thead><tr><th>作業主任者</th><th>作業者</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 眠眠、食事、体調の問い合わせ。</td><td>① 眠眠、食事、体調は良好。</td></tr><tr><td>② 今日の作業指示と作業者の配置の指示。</td><td>② 今日の仕事と配置の確認。</td></tr><tr><td>③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への 気配り。</td><td>③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を 確認。</td></tr><tr><td>④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。</td><td>④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。</td></tr><tr><td>⑤ 開口部の手すりの確認と一緒にすること。</td><td>⑤ 開口部の手すりの復元とその確認。</td></tr><tr><td>⑥ 電動丸のこを点検することの指示。</td><td>⑥ 電動丸のこ使用前の点検の実施。</td></tr><tr><td>⑦ 脚立足場の移動と、足場板の3点支持と結 束の確認の指示。</td><td>⑦ 脚立足場の移動と3点支持と結束状態の実施。</td></tr><tr><td>⑧ 作業開始前点検の指示。 等</td><td>⑧ 作業開始前の持場点検の実施。</td></tr></tbody></table>	作業主任者	作業者	① 眠眠、食事、体調の問い合わせ。	① 眠眠、食事、体調は良好。	② 今日の作業指示と作業者の配置の指示。	② 今日の仕事と配置の確認。	③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への 気配り。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を 確認。	④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。	④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。	⑤ 開口部の手すりの確認と一緒にすること。	⑤ 開口部の手すりの復元とその確認。	⑥ 電動丸のこを点検することの指示。	⑥ 電動丸のこ使用前の点検の実施。	⑦ 脚立足場の移動と、足場板の3点支持と結 束の確認の指示。	⑦ 脚立足場の移動と3点支持と結束状態の実施。	⑧ 作業開始前点検の指示。 等	⑧ 作業開始前の持場点検の実施。	201	表 8-2 安全ミー ティング 例の分析	<table border="1"><thead><tr><th>作業主任者</th><th>作業者</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 眠眠、食事、体調の問い合わせ。</td><td>① 眠眠、食事、体調は良好。</td></tr><tr><td>② 今日の作業指示と作業者の配置の指示。</td><td>② 今日の仕事と配置の確認。</td></tr><tr><td>③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への 気配り。</td><td>③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を 確認。</td></tr><tr><td>④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。</td><td>④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。</td></tr><tr><td>⑤ 開口部の手すりの確認と一緒にすること。</td><td>⑤ 開口部の手すりの復元とその確認。</td></tr><tr><td>⑥ 電動丸のこを点検することの指示。</td><td>⑥ 電動丸のこ使用前の点検の実施。</td></tr><tr><td>⑦ 脚立足場の移動と、足場板の3点支持と結 束の確認の指示。</td><td>⑦ 脚立足場の移動と3点支持と結束状態の実施。</td></tr><tr><td>⑧ 作業開始前点検の指示。 等</td><td>⑧ 作業開始前の持場点検の実施。</td></tr></tbody></table>	作業主任者	作業者	① 眠眠、食事、体調の問い合わせ。	① 眠眠、食事、体調は良好。	② 今日の作業指示と作業者の配置の指示。	② 今日の仕事と配置の確認。	③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への 気配り。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を 確認。	④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。	④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。	⑤ 開口部の手すりの確認と一緒にすること。	⑤ 開口部の手すりの復元とその確認。	⑥ 電動丸のこを点検することの指示。	⑥ 電動丸のこ使用前の点検の実施。	⑦ 脚立足場の移動と、足場板の3点支持と結 束の確認の指示。	⑦ 脚立足場の移動と3点支持と結束状態の実施。	⑧ 作業開始前点検の指示。 等	⑧ 作業開始前の持場点検の実施。
作業主任者	作業者																																								
① 眠眠、食事、体調の問い合わせ。	① 眠眠、食事、体調は良好。																																								
② 今日の作業指示と作業者の配置の指示。	② 今日の仕事と配置の確認。																																								
③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への 気配り。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を 確認。																																								
④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。	④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。																																								
⑤ 開口部の手すりの確認と一緒にすること。	⑤ 開口部の手すりの復元とその確認。																																								
⑥ 電動丸のこを点検することの指示。	⑥ 電動丸のこ使用前の点検の実施。																																								
⑦ 脚立足場の移動と、足場板の3点支持と結 束の確認の指示。	⑦ 脚立足場の移動と3点支持と結束状態の実施。																																								
⑧ 作業開始前点検の指示。 等	⑧ 作業開始前の持場点検の実施。																																								
作業主任者	作業者																																								
① 眠眠、食事、体調の問い合わせ。	① 眠眠、食事、体調は良好。																																								
② 今日の作業指示と作業者の配置の指示。	② 今日の仕事と配置の確認。																																								
③ 手配した資材の搬入時間と今日の作業への 気配り。	③ 資材の搬入時間の確認と作業内容・配置を 確認。																																								
④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。	④ 服装、保護帽、安全帯の着用状態の確認。																																								
⑤ 開口部の手すりの確認と一緒にすること。	⑤ 開口部の手すりの復元とその確認。																																								
⑥ 電動丸のこを点検することの指示。	⑥ 電動丸のこ使用前の点検の実施。																																								
⑦ 脚立足場の移動と、足場板の3点支持と結 束の確認の指示。	⑦ 脚立足場の移動と3点支持と結束状態の実施。																																								
⑧ 作業開始前点検の指示。 等	⑧ 作業開始前の持場点検の実施。																																								
204	図 8-6 安全施工 サイクル の例	(赤枠を修正) 	204	図 8-6 安全施工 サイクル の例																																					
209	下から 8行目	騒音の伴う場所での作業では、低騒音機器 の使用、耳せん等保護具の使用、騒音作業時 間の短縮化などをはかる。 (右記の下線部を追加)	209	下から 8行目	騒音の伴う場所での作業では、低騒音機器 の使用、耳せん等 <u>聴覚</u> 保護具の使用、騒音作 業時間の短縮化などをはかる。																																				

(旧版) 改訂4版(令和5年11月7日) No.215720			(新版) 改訂5版(令和7年4月8日) No. 215720		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
220	下から 4行目	労働災害の原因と対策を検討するに当たり、実際に発生した労働災害の原因と対策を検討し、 <u>自分の建設現場に応用していくことは、労働災害を未然に防ぐ有効な手法である。</u> (下線部を修正)	220	下から 4行目	労働災害の原因と対策を検討するに当たり、実際に発生した労働災害の原因と対策を検討し、 <u>今後に活用していくことは、労働災害を未然に防ぐ有効な手法である。</u>
250	上から 4行目	事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。 <u>ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。</u> (下線部を削除)	250	上から 4行目	事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。
251	上から 1行目	5の4 省略 (テールゲートリフターの操作の業務 <u>施行日：令和6年2月1日</u>) (下線部を削除)	251	上から 1行目	5の4 省略 (テールゲートリフターの操作の業務)
274	下から 6行目	事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。 <u>(施行日：令和6年4月1日)</u> (下線部を削除)	274	下から 6行目	事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。